

議 案 第 4 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年6月11日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、投票管理者等の受ける報酬の額を引き上げるため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表3中

「

日額 10,600円
日額 12,600円
日額 11,100円
日額 10,600円
日額 10,700円（投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以内の場合にあつては、5,350円）
日額 9,500円（投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以内の場合にあつては、4,750円）
日額 8,800円
日額 8,800円

日額 10,800円
日額 12,800円
日額 11,300円
日額 10,800円
日額 10,900円（投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以内の場合にあつては、5,450円）
日額 9,600円（投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以内の場合にあつては、4,800円）
日額 8,900円
日額 8,900円

」を

」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。